

「旧笹川家住宅保存活用計画策定検討委員会」開催要綱

(目的)

第1条 旧笹川家住宅保存活用計画を策定するにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者などからの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら検討することを目的として、旧笹川家住宅保存活用計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

- (1) 旧笹川家住宅の保存に関すること
- (2) 旧笹川家住宅の活用に関すること
- (3) そのほか、検討委員会が必要と認めること

(開催期間)

第2条 検討委員会の開催期間は、旧笹川家住宅保存活用計画の策定日までとする。

(委員構成)

第3条 検討委員会は、委員8名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、旧笹川家住宅保存活用計画の策定日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長及び会長代理)

第6条 検討委員会には座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、検討委員会の進行を行う。
- 3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 検討委員会の会議は、公開で行うものとする。ただし、座長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、南区役所地域課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。